成年後見制度 成年後見人 って知っていますか？



すべての人の人格と個性を尊重し、支えあいながら安心して住み続けられるまちになることをめざしています



＼そんな時は／

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

すでに判断能力が不十分（はんだんのうりょく ふじゅうぶん）

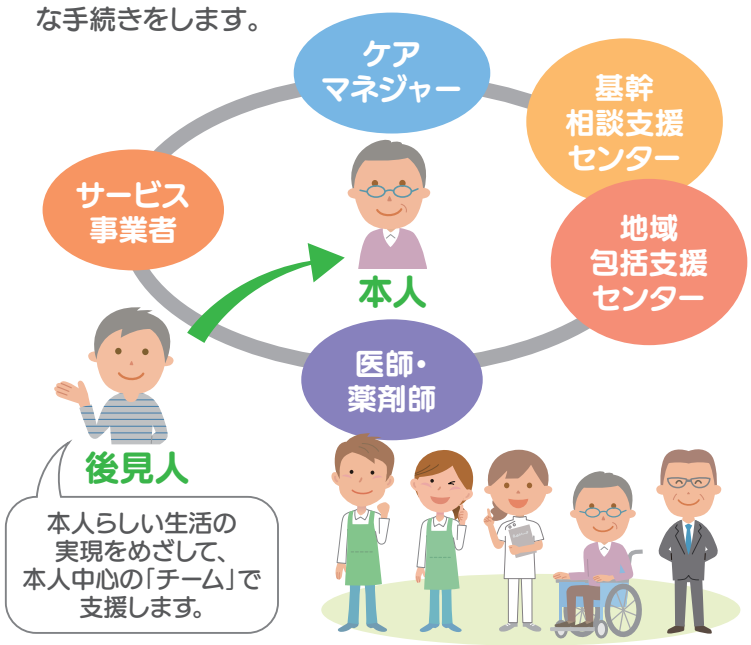
法定後見制度（ほうていこうけんせいど）

病気や障がいなどで物事を判断する力が十分ではなくなったときに、安心して地域で暮らすことができるよう、後見人等があなたを支える法律上のしくみです。本人の判断能力に応じて後見人・保佐人・補助人が選ばれ、本人の思いや状況に合わせて必要な手続きをします。

判断能力のあるうちに（はんだんのうりょく）

任意後見制度（にんいこうけんせいど）

将来自分の判断する力が衰えたときに備えて、事前に支援してもらう人と支援してもらう内容を自分で決め、公正証書により契約を結んでおく制度です。支援が必要になれば、家庭裁判所に申立てます。問合せは、公証役場まで。



詳しく知りたいときはこちら！

大阪市成年後見支援センター ☎4392-8282

65歳以上の方
浪速区地域包括支援センター ☎6636-6029

障がいのある方
浪速区障がい者基幹相談支援センター ☎6563-9230

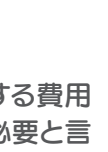
問合 区 保健福祉課（高齢者支援） ☎6647-9859

法定後見 Q&A



Q1 誰でも申立てできる？

本人、配偶者、4親等内の親族などです。
それが難しい場合は、市町村長が申立てを行います。



Q2 どんな人が後見人になるの？

家庭裁判所が、適任であると判断した援助者を選任します。家族や市民後見人のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門家が選任されることもあります。

Q3 お金はかかるの？

【後見人が決まるまで】
手続きには印紙や切手代、診断書や住民票などを取得する費用が必要です。（1～2万円程度）また家庭裁判所より鑑定が必要と言われた場合、別途鑑定料（10万円前後）が必要となります。

【後見人がついてから】
後見人への報酬などが必要となります。金額は本人の財産や支援の内容に応じて家庭裁判所が決めます。

「市民後見人」として、社会に貢献しませんか？



市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等に選任された市民のことです。大阪市成年後見支援センターが開催する養成講座の受講が必要で、募集対象者は大阪市に在住または在勤で、社会貢献に意欲と熱意のある25歳以上68歳以下の方となります。専門職の後見人等と同じ権限を持ち、ボランティアとしてご本人を訪問するなど、心に寄り添った支援を行います。

市民後見人Aさんの声 「好きな場所へ外出したい」との本人の希望をケアマネージャーに伝え、ヘルパー事業所と契約を結び、定期的な外出活動の実現ができました。

ほかにも、さまざまな制度があります！

あんしんさぽーと

認知症や障がいのある方が安心して毎日を過ごせるように

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力に不安のある方が安心して毎日を過ごせるよう、福祉サービス利用の手続きや金銭管理の手伝い・通帳などの預かりサービスを行います。契約内容が理解でき、サービスを利用する意思がある方が対象です。

将来あんしんエール

元気なうちに備えるための終活相談

詳しくはこちら



問合 浪速区社会福祉協議会 ☎6636-6027 大阪市社会福祉協議会 ☎4303-4180